港湾荷役業における死傷災害発生事例(2017年)

年	月	発生時	死傷災害発生事例	年齢	起因物(小)	事故の型	労働者規模
2017	1	14 ~ 15	営業部から顧客宅へ向かうと途中、原付で交差点手前信号が青に なったので進もうとした所、相手(車)が曲がってはいけない所を 曲がろうと急に出てきたので回避できず、ぶつかってしまった。	51	611	1	300 ~ 499
2017	1	14~ 15	コンテナ卸作業中、冷凍貨物(カラスカレイ・23kg)をパレットに付ける際、バランスを崩し転倒してしまい、右肩及び右肋骨を負傷する。	42	417	2	300 ~ 499
2017	1	10~ 11	本船に乗船し、ラッシング資材の準備の為、エスケープハッチを下りた。 ツインデッキのエスケープハッチ付近まで行き資材の確認作業中に転落防止の支柱を握り損ねバランスを崩し、船底に転落して負傷した。	49	414	1	10 ~ 29
2017	1	13~ 14	当営業所野積作業場にて、フラットラックコンテナに積載された貨物の状態を確認するため、1人で貨物の上に乗り作業をしていた際、バランスを崩し、高さ1.9mより地面(アスファルト)に落下し、腰部を強打し動けなくなった。	47	611	1	10 ~ 29
2017	1	14~ 15	被災者は玉掛作業者兼合図者として従事していた。 100トンクレーンで吊られたH形鋼(高さ25cm、幅12.5cm、長さ10m、重さ290kg) 10本を船内に積み込む際に、H形鋼の端を掴んで積み位置の調整をしていたが、吊荷の状態でできたH形鋼とH形鋼の隙間に右手人差し指が入っていることに気付かず、着床した際にその隙間が閉	35	611	7	10 ~ 29

2017 1 8~9 1 8~9 り、足を滑い、足を力をかける。 2017 1 1 12 11~ 12 11~ 12 2017 2 14~15 日本の、たび、村内テ全た足力の、行力、大の持り、国体、大力、大力、大力、大力、大力、大力、大力、大力、大力、大力、大力、大力、大力、	ため、挟んで負傷した。				
2017 1 1 11~ 11~ 12	船の甲板上で、船内の入口付近に溜まっていた水が凍ってお 足を滑らせて右後ろ斜めに転倒し、右肩を強打して負傷した。	61	417	2	
Part	トレーラーの運転手に注意する目的でCレーンに入り、注意して 時に走行してきたトランスファークレーン(RTG)に接触して	47	211	7	30 ~ 49
2017 2 0~1 し、次の右右手に持ち雨で滑り、たが、掴み右手を強打 2017 2 16~17 た。 トラックをた。 2017 2 16~17 た。 「貨物を固縛ない付替え用で付替え用	構内にて、45tラフタークレーンの運転席から降りる際に、一番ステップから足を踏み外し、右足から地面に着地した。 災害安全靴及び三点タッチで昇降していたが、運転席下部に収納さいたスコップの取っ手がステップより少しだけ出ていた為、こ右足を乗せた際に滑って踏み外し右足舟状骨を骨折した。	41	212	1	30 ~ 49
2017 2 16~17 た。 トラックを た。 貨物を固縛 2017 2 10~11 で付替え用	テナアンラッシング作業に従事していた。 左舷側の作業が終了 次の右舷側の段取り作業のため、コンテナ固定器具(鉄製)を に持ち、船尾側のハッチカバー上の通路を移動した際、足元が 滑り、咄嗟に左手でコンテナを固定しているバーを掴もうとし 、掴み切れず、下の通路に転落した(約220cm)。 着地の瞬間 を強打した。	29	417	1	100 ~ 299
2017 2 16~17 た。 貨物を固縛 2017 2 10~11 で付替え用	ックを運転中、高架下を通過する際、橋げたに接触し負傷し	62	221	17	1~ 9
2017 2 10~11 で付替え用	ックを運転中、高架下を通過する際、橋げたに接触し負傷し	60	221	17	1~ 9
し指で切っ		58	364	8	_

2017	2	11 [~] 12	合金配合作業場において、設備に日常点検を開始した。 コンベア周りを点検中、ヘッド部周辺で異音があったので覗き込んだ際に無意識に安全カバーを右手(皮手袋着用)で掴んでしまった為、駆動チェーン部に巻き込まれ、負傷した。	21	121	7	50 ~ 99
2017	2		フェリーの船内にて、乗用車甲板で無人車を降ろす為、小走りで車 へ向かっていたところ、甲板の床に取り付けてある小さな突起物に 右足が躓いてしまい、そのまま転倒し、右足首を負傷してしまっ た。	30	417	2	10 ~ 29
2017	3	16~17	コンテナ船において荷段作業中、本船通路を歩行していた際に、通 路の床板が抜けて床板とともに約2メートル下に転落して負傷した。	52	417	1	50 ~ 99
2017	3	10~11	被災者は、事業場内でエンジンブロアー修理のため、約5cmのプラスチック部品に穴を開ける作業に従事していた。 卓上ボール盤(ドリル)の刃を上げた状態で、部品を手に持ち手で調整しながら穴開け作業を行っていた際、両手に軍手をしていたため、右指先がドリルの刃に触れ軍手が巻き込まれ、右手人差し指を第一関節まで負傷した。	42	152	7	1~
2017	3	12 [~] 13	昼休み時間中、作業センターの外に止めてある車内で休憩しようと 作業センターの出入口の階段(全2段)の2段目を下りて着地した時 に左足首を捻り、左足甲を剥離骨折した。	44	413	1	100 ~ 299
2017	4		接岸中の本船において線材の揚げ荷役を開始した直後、3段積み貨物の最上部にてスリングベルトを線材に通そうとしたところ、スリングベルトを落としてしまった。2段目に落ちたスリングベルトを拾うため、線材を背に尻部から降りる際に足を滑らせ最下段まで滑り落ち、身体を支えようとして左手をつき手首を負傷した。	52	611	1	30 ~ 49
2017	4		係留中のコンテナ船へのコンテナ積込船内作業を行っていたところ、梯子を持ち上げ、作業場所を移動しようと後ずさりしたところ、ハッチコーミングより足場を失い、船首甲板上に仰向けに転倒	55	239	1	50 ~

			 し、背中及び腰を強打した。				99
			大型ダンプに貨物の積み込みが完了し、荷台シートを掛けるため				30
2017	4	9~		56	221	3	~
2017	•	10	方に倒れ、ダンプ荷台下部で頭部を強打した。				49
			漁港岸壁で漁船より冷凍カツオの荷揚げ作業において、1班5人で船				
			 倉に入り冷凍カツオを両手で持って積み込む作業を、朝から夕方ま				
			での間に、40分作業20分休憩で行なった。 当日は雨で、防寒手袋を				
			はめた両手が濡れていた。 作業中、指の感覚が無くなり、痛みも				10
2017	5	16~	あったが、被災者はこの作業が2回目であり不慣れで、班のうち他の	43	611	11	~
		17	4名が知り合いのため、休憩時間も一人で休憩していたので、指の感				29
			覚が無いことや痛みの情報を共有できず、また、作業責任者も別の				
			班で作業しており、状況を把握できていなかった。 作業終了後も痛				
			みがあり、後日に凍傷だと分かった。				
			コンテナ置き場にて、コンテナの修繕作業中、別の会社の従業員が				
			コンテナ吊り上げ中のフォークリフト(トップリフター)を後進さ				
		11~	せていたところ、ツイストロックの留具が本来90°で嵌るべきとこ				10
2017	5		ろが、45°程度だったため、移動の弾みで右の留具が外れた。 コン	45	222	4	~
		12	テナ(3840kg)の右部分が接地し、程なく左側の留具が外れ、元来				29
			の吊り上げ位置から2mずれた地点に落下した。 下にいた被災者が				
			コンテナの下敷きになり死亡した。				
		14-	ナサの砂山芹須光変中。 カニップに とり砂合に攻てした レススロカ				100
2017	5		木材の船内荷役業務中、タラップにより船倉に降下したところ足を	42	413	1	~
		15	滑らせ、支柱と階段の隙間に右足が挟まり負傷した。				299
			被災者は、20フィートコンテナ積み作業の誘導の為、艙内に降りて				
			いた。 4本中3本目の荷役中に積荷コンテナがエントリーガイドに				
			引っ掛かり、クレーンオペレーターが作業をやり直そうとしたとこ				100
2017	5	21~	ろ、コンテナがホールドの付近で大きく揺れ、被災者側に大きく傾	40	611	1	100
2017	ر			40	011	'	

	22	いたように見えた。 被災者は念のためコンテナが落下しても影響がない場所へ上空を注視しながら退避したところ、コンテナが積まれていない場所を失念し、そのままコンテナ1段分落下し、船底に右足かかとを強打した。				299
2017 5	18~ 19	コンテナターミナルにおいて、コンテナ専用大型機器(以下、トップリフター)を使用してリフト作業中、トップリフターより降車する際に運転席左側階段を使用し途中の足場まで降りた。 足場から地面まで降りる為、乗降ステップに足(右足)を下ろそうとしたところ、左足が滑り高さ1m40cm程の位置から落下した。 雨天後であったため足場が濡れていた。	37	222	1	50 ~ 99
2017 5	13~ 14	エプロンにて、岸壁上に置かれたワイヤースリング数十本を埠頭クレーンで吊り上げ、更に本船荷役の邪魔にならないようにスリングの片側にロープを掛け、4名で引っ張りながら上屋の入り口の内部方向へ引っ張っていたところ、突然ロープが外れ4人共に後ろへ転倒した。 このうち1名が後方に保管されていた巻紙で左肩を強打し負傷した。	62	372	2	10 ~ 29
2017 5	13~ 14	埠頭内にて資材の片付け作業中、鋼製山留材の下に角材を3箇所敷いていたが、山留材をフォークリフトで持ち上げた際に真中1箇所の角材が山留材に食い込んでいた為、地面に降ろして剥ぎ取ろうとマストを急降下させたところ、角材片付け中の作業員の右手人差し指が角材と鋼製山留材の間に挟まれた。 被災者がいた場所はフォークリフトの死角になっていた上、目視・声掛け確認を怠った為に事故が発生した。	61	222	7	30 ~ 49
2017 6	13~	被災者は、昼頃トイレへ行くためから揚炭機②から降りた。 運転室から降りた被災者は、運転交換時間が昼過ぎであるため、運転交替前に各部交換を行いながら、揚炭機内コンベヤ開口部においてV型クリーナーの確認をしようとして、コンベヤに巻き込まれたと推測される。 交替者は交替時間になって被災者が戻らないため、引き続き	33	224	7	30 ~

		14	PS吊り運転操作を行いながら、無線機呼出を数回したが、応答がな				
			かった。 PS吊り運転操作終了後も携帯電話、無線機、機内電話で呼				49
			び出すも応答がなく、揚炭機①が揚炭機②内を捜索したところ、機				
			内コンベヤで被災者を発見した。 昼過ぎの搬送系停止後の呼び出し				
			応答がなかったことから、それ以前に被災したものと推測される。				
			ガントリークレーンのエレベーターの定期点検を実施しようとケー				
			ジ上に昇り、ラックギヤのオイル塗布作業を開始した。 手動操作に				10
2017	6	14~	て上昇作業中、不用意に右足をエレベーター上部の手すりの外に出	25	214	7	~
		15	していたため、エレベーター2階乗り込み口の踊り場鉄枠に、右足首				29
			を挟み負傷した。				
			セルガイドを台船に積み込んでいた際、材木を片付け、次に積むセ				20
2017		11~	ルガイドのセンターを確認するためセルガイドの上を移動していた	42	F21	_	30
2017	6	12	ところ、右足が間にはまり込んで抜けなくなったため、フォークで	42	521	7	~
			隙間を広げて抜け出せた。				49
	6	10~	形鋼水切作業中、ワイヤーロープを引っ張っている際に、左肩に負				30
2017			荷が掛かり負傷した。 今後の対策として、無理な体勢で作業をしな	56	372	19	~
		11	いよう指導し、事故の再発防止に努める。				49
			港内の荷捌地にて、空のケーブルドラムを解体・梱包作業中、空の				
		14~	ケーブルドラムを固定しているボルトとバーを外した後、立った状				30
2017	6		態のケーブルドラムを足で蹴って向かう側へ倒そうとしたところ、	39	611	6	~
		15	円形の部材が被災者の方向へ倒れてきた。逃げきれず、右膝部に当				49
			たり、被災した。				
			コンテナ(40フィート、上部が空いていてシートで覆われた状態				
			で、ロープで上下固定されたもの)の開コン作業をしていた。 しゃ				
2017	_	10~11	がんでロープを緩めていく作業をしていた処、頭上にフォークリフ	41	222	3	1~
2017	'	10~11	トの高所作業台があることに気付かず、立ち上がろうとした際、当	4 I	222	5	9
			該高所作業台底部に頭左部をぶつけてしまい、その衝撃で首を捻				
			り、負傷したものである。(ヘルメットは被っていた。)				
	=	=		i = i		=	=

			標記1階荷捌場にてリーチリフト(1.5トン)を後進にて走行中速度				
							30
2017	7	6~7	ル状態であったために制動が効かず10番バースに接触しそうにな	24	222	7	~
2017	,				222		49
							49
			たものである。 				
			当該被災者はコンテナで輸送されてきた小麦(バラ貨物)を、当社				
			サイロビンへ倉入れ後の空コンテナ内の清掃を行っていた。 清掃を				10
2017	7	11~12	終えコンテナから降りようといったん、コンテナの縁に腰をおろ	51	391	3	~
2017	,	11 12	し、そこから臀部を滑らせるようにバッカン上(鉄製小麦投入口)		371		29
			へ降りようとしたところ、目測を誤りバッカンとコンテナの間に挟				2)
			まれるような形となり、バッカンで左膝を強打した。				
			商品の仕分け作業中、パレットの上に乗って両手に商品を持ち、商				
			品を運ぼうとした時にパレットから左足を踏み外し左に転倒しかけ				30
2017	7	15 [~] 16	 たので、とっさに左横の商品に両手をついて転倒は防いだが、倒れ	50	611	4	~
			 まいとふんばった右足が床に落ち、右足の人さし指を床に打ちつけ				49
			てしまった。				
			上屋にて建機(エスカベーター)の玉掛け作業に従事していた。 被				
			災者はエスカベーター運転席の後方に上がり、ブームの足伸部分に				
			18mm×12mのワイヤーを1本使って玉掛けを行おうとしていた。				100
			ワイヤーが長くたるんでおり、又エスカベーターを吊る際に使用す				100
2017	/	9~10	るあてを入れる箇所も狭かったのでワイヤーが張るまでの間、あて	2/	215	7	~
			がしっかり入っているかを注視していた所、左手薬指の先端を挟み				299
			負傷する。 (原因)・荷物を吊りあげることだけに集中していたこ				
			とによる注意不足 ・ワイヤーを張る直前まで握っていた				
			本船船側作業(玉掛け)を行っていたが、頭痛を発症し別作業(ワ				
			 イヤーの調達)後に再度本船船側作業(玉掛け)を再開した。 しか				
			し、再度頭痛が激しくなったので横になり、回復したので帰宅し				50
2017	7	11 [~] 12	 た。 翌日、翌々日は通常勤務を行ったがさらに翌日午前から頭痛が	54	715	11	
							99

			再発したため、病院で血液検査をした結果CPKの数値が高く、入院				
			した。				
			接岸中のフェリーの出港に向けて船首側において揚荷装置を使用				
			し、コンテナを沿岸から吊り上げ、デッキに積み込んでいた。 2段				
			積みしたコンテナに作業員が乗り、コンテナの四方のフックを外				30
2017	7	16~17	し、振れている4本のワイヤーを両手で束ねて沿岸に返そうとした	21	239	1	~
			際、1本のワイヤーフックがシャツに引っ掛かり、宙吊りで2m程横				49
			へ振られた後、デッキ上に足から転落した。 コンテナ上部に安全帯				
			を固定する場所はなかった。				
			ハッチ2槽目を水揚中、モッコに入った冷凍鰹を船上クレーンで水揚				
			げする際、安全な場所へ移動したが、その場所に積んでいたキハダ				20
2017	7	10~11	マグロ(約30kg)4~5尾が1m位の高さから滑り落ちてきた。 反対	26	611	3	30
2017	"	10 11	側へ逃げたら、水揚げしようとしていたモッコにぶつかった。 その	30	611		49
			時、キハダマグロの尾の部分がモッコからはみ出していて、そこへ				49
			右脇腹をぶつけ負傷した。				
2017	7	15~	事業所内倉庫にて、脚立から降りる際にバランスを崩し、足を踏み	2.2	371	2	1~
2017		16	外し、足を捻挫した。	32	3/1	3	9
			沿岸から船にコンテナをクレーンで積み込む作業を行っていた。 コ				
			ンテナをダブルで積み込む際に、フォークリフトでコンテナをセッ				10
2017	7	16~	トし、コンテナにフォークリフトの爪が刺さっていることに気づか	52	222	1	10
2017	"	17	ずバックした。 爪が刺さったままバックしていたたため、コンテナ	32	222	'	29
			上にいる作業員のことは確認しておらず、動いているコンテナから				
			作業員が落下した。				
2017	0	19~	シャーシ固定作業中、ホースを抜き台より下りる際、チェーンの上	ДΕ	379	3	1~
2017	017 9	20	に乗ってしまい足を強打し捻って、左第5趾中足骨骨折した。	43	3/9	3	9
			専用埠頭着岸にて車両積荷作業の誘導に従事していた。 8デッキの				
			作業が終わり、次の作業予定の7デッキへの移動中に船内スロープに	次の作業予定の7デッキへの移動中に船内スロープに		10	
2017	9	10~	降りていたが、正規の通行路を通らず、途中、左側に設置してある	38	417	19	~

	11	ケーシングロープを跨いで近道をして降りようとしたところ、左足				29
		から跨ぎ着地しようと左足を伸ばした拍子に負傷した。 				
2017 9	10~ 11	魚艙において、水揚作業中(冷凍魚)作業員交代のため、魚の上を 歩いていった所、足が滑り魚の上に転んで負傷した。	56	611	2	10 ~ 29
2017 9	9~ 10	会社詰所の風呂場で清掃している時に浴槽を清掃するために、洗剤 を吹きかけた。 その後、浴槽内を歩行しようとしたところ足を滑ら せて転倒した。 その際に右膝を床面に強打して負傷した。	59	391	2	50 ~ 99
2017 9	16~ 17	倉庫でバン詰め作業終了後、作業員がコンテナを閉めようとしたが、閉まらなかった為、クランプリフトでコンテナのドアハンドルを押して閉めようとした。 その際、被災者が左手でドアハンドルを持ってクランプで押し、ドアハンドルをフックに掛けようとした時、クランプがずれて、左手親指がはさまれ負傷した。	68	222	7	10 ~ 29
2017 9	17~ 18	PI-R重量物倉庫で帰宅の為、駐車場へ向かう途中、近道の為高さ 1.3m下の道へ脚立を使い降りようと足を掛けた所、雨で足を滑ら し、手荷物を持っていた為、バランスを崩し足を掛けた高さ1.4mか ら転落し、体右側面を負傷したものである。	49	371	1	50 ~ 99
2017 9	17~ 18	2番船倉内でブルドーザーによる尿素の掻き出し作業を行っていた 時、突然ブルドーザーのクラッチオイルが噴いて被災者にかかり火 傷をした。	68	141	11	50 ~ 99
2017 9	17~ 18	3号上屋北側のコンテナ貨物荷捌き場内にて、貨物入り12フィートコンテナのドアを閉めようとしたところ左側のドアに歪みが生じ、閉まらない為フォークリフトを使用し爪先でコンテナを持ち上げ左側のドアの歪みを直し作業員2名で閉め、次に右側のドアを閉めようとしたところ右側のドアにも歪みが生じた為、コンテナを降ろさなければ閉まらないと判断したフォークリフトオペレーターが右側のドアを閉めようとしている被災者の右足のつま先がコンテナの下に		222	7	30 ~ 49

			入っているのに気付かず、コンテナを降ろす操作をした為右足のつ				
			ま先がコンテナと路面との間に挟まれ被災したものです。 事故の原				
			因はフォークリフトオペレーターが、被災者に対して降ろして良い				
			のか声掛け確認又は退避を促す指示等の安全確認を怠ったことによ				
			ర ం				
			接岸中の本船に於いてスクラップ積荷の作業中、フックスのグロー				
			ブでトレーラーの荷台からスクラップを掴みホールドへ落としたと				10
2017	10	14~	ころ、1個のスクラップがグローブの爪に引っかかっており、フック	50	145	4	~
		15	スが旋回して来た時に外れ、作業員の左太腿付近に当たり負傷し				29
			た。				
			倉庫にて製品を時に二次検数作業する為、昇降台を使用し、出荷車				100
		11~	輌の荷台上に乗り、製品が積み込まれるのを待機した。 製品を積込		224		100
2017	17 10	12	中、不意に後ずさりをした為、地上より1,230mmの高さの荷台上か	61	221	1	~
			ら転落した。				299
			被災者はコンテナターミナル内でトランステナーを使用して40′コ				
			ンテナ(幅広コンテナ)をトレーラー積みする作業に、位置合わせ				10
2017		15~	の要員として合図者を含む5名で従事していた。 位置合わせ後、	26	211	7	
2017		16	シャーシーにコンテナを下ろす時、コンテナのキャスティングに右	20	211	"	29
			手をかけていたため、コンテナとシャーシーの隙間に指を挟み負傷				29
			した。				
			消火器のバラし作業中、消火器の圧を抜いていない状態で消火器の1				10
2017	10	10~	番上の蓋をハンマーで叩いてしまい、圧がかかっていた為、消火器	22	F21	_	10
2017	10	11	が飛んで、離れて作業中の被災者の足に当たってしまい、そのまま		521	4	20
			転倒し、頭を鉄板にぶつけてしまった。				29
			被災者はRORO船船内にてトラクターヘッドを用いた荷役作業に従事				
		22~	していた。 トラクターヘッドを電源シャーシに連結し、エアーホー				50
2017	10		ス等をつなぐため運転席からヘッド後部踊り場に手すりを掴みス	54	221	1	~
		23	テップをつたって移動する際、手すりが取れて後ろ向きに落下し、				99
					I		

		セメント積み込み桟橋でセメント製品を積み込みしている船舶に、				
	10~	協定業務のため乗船した。 陸上設備上方に設置している確認用パト				10
2017 10		ライトを視認した後、振り返り、本船事務室に向かおうと踏み出し	28	239	2	~
		た際、デッキ上に設置している消防用水パイプに左足が引っかかり				29
		転倒し、左膝を強打した。				
		コンテナ内にジャンボタイヤを積み付け作業中、コンテナ幅方向に				F0
2017/1/		立てた木材の上(巾90mm)を渡って反対側へ行こうとした際、バ		410	1	50
2017 10	16	ランスを崩し、コンテナ内(1,680mm下)に落下し、右腕を打撲し)	419	1	~
		た。				99
		上屋2号棟にて玉ねぎ、大根、キャベツの40フィートデバン作業中、				20
2017/1	100	貨物が突然荷崩れを起こし、当事者に当たり、外に投げ出され地面	40	C11		30
2017 11	1 8~9	に落下した際、顔を強打してしまった。 (ヘルメットは着用してい	48	611	5	~
		た。)				49
		被災者は本船デッキ上にてコンテナ作業に従事していた。 本船デッ				
	13~	キの右舷側に積込予定の冷凍コンテナの冷凍ユニットが電源オフに				100
2017 11		なっている状態で、電源コードを本線の電源に接続したところ、火	38	351	13	~
	14	花が飛び散り電源ケーブルを握っていた両手に痛みとしびれが走っ				299
		た。				
		艙内より、パルプ614t(304ユニット)の揚荷作業を行っていた。				
		艙内には手元作業員3名が入り、2段積されたパルプを吊り具を使用				100
2017 12	2 ⁻ 10	し、レッカーにて岸壁へ出していた。 被災者は吊り具が艙内に入っ	59	372	1	~
		てきた際、その一部を手に持ち、右足を前に出したところ、荷と荷				299
		の間(約40cm)に落下し、パルプの角で右脇腹を打ち負傷した。				
		被災者は、クレーンのオペレーターとして作業に従事していた。 ホ				
		イールローダーを吊るためのカンザシがパレットの上に置かれてお				100
2017 12	2 10~11	り、被災者はカンザシにシーブルを付けるためにパレットの上に乗	32 921	021	19	
	Z 10 11	り、作業を行っていた。 被災者はシーブルを付け終わり、パレット	32	7 2 I	פו _ן	

			からカンザシの上に乗り、そこから地面に右足から降りようとした際、右足首を捻ってしまった。				299
2017	12	9 [~] 10	輸出積荷貨物の固縛作業に従事していた本人は、本船のホールド内 へ進入するための垂直梯子を使用して船底へ降りていた。 船底から 1m程度のところで梯子から足を滑らせ、持ち手が離れたため船底へ 落下し、左足首および小指に受傷した。	46	371	1	30 ~ 49
2017	12		鉄鋼事業部の岸壁において、クレーンによるセパレーター引き上作業前の艙内部とセパレーターの隙間にはめ込んだ固定用のL型アングル(約20kg)を取り外す際、手元が滑り20cm~30cmの高さから、アングルが右足甲の上に垂直落下して負傷した。	42	391	4	10 ~ 29
2017	12	16~17	被災者は、第1コンテナターミナル内ストラドルキャリヤー整備工場 横の屋外作業場にて、ストラドルキャリヤーE1号車のエンジン交換 作業をしていた。 交換作業が終了し、車体内側のエンジンフードを 移動式修理台(3段式)の2段目より右足を踏み出して閉め、修理台 に戻ろうとしたが、修理台外枠に足が引っ掛かり、体勢を崩して2m 下の地面に足から落下し、その際に右手を地面について右手首を負 傷した。	51	419	1	100 ~ 299
2017	12		倉庫にて、トレーラーにフォークリフトで積込み作業を行っていた際、右側の積み込みが終了してトレーラーのあおりを閉めようとした際、トレーラーの中柱とあおりに親指を挟み損傷した。	35	221	7	30 ~ 49
2017	12	23~24	接岸中のチップ船(40.269t)のNo.3ハッチでチップ荷揚作業中(ユンボ担当)、休憩のため休憩場所へ移動する際、船に設置されている階段下付近で倒れている被災者をホールド担当の作業員が発見した。	42	239	1	30 ~ 49

出典:<u>https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx</u>(職場のあんぜんサイト)

Return to: https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_06.html